

名古屋地方裁判所 令和●●年(〇〇)第●●号 源泉徴収に係る所得税及び復興特別所得税の納税告知並びに不納付加算税の賦課決定取消請求事件(甲事件)、同第●●号、所得税及び復興所得税の更正処分取消請求事件(乙事件)、同第●●号、相続税更正の請求棄却決定の取消請求事件(丙事件)

国側当事者・国(千種税務署長)

令和6年2月22日棄却・控訴

判 決

甲事件原告	合資会社A
同代表者代表社員	B
乙・丙事件原告	B
乙・丙事件原告	C
乙・丙事件原告	D
乙・丙事件原告	E
乙事件原告	F
上記6名訴訟代理人弁護士	永井 康之 浅野 康平
全事件被告	国
同代表者法務大臣	小泉 龍司
処分行政庁	千種税務署長 高井 淳子
同指定代理人	別紙指定代理人目録のとおり

主 文

- 1 原告らの請求をいずれも棄却する。
- 2 訴訟費用は原告らの負担とする。

事実及び理由

第1 請求

(甲事件)

- 1 千種税務署長が令和元年5月24日付けで甲事件原告に対してした平成29年10月分の源泉徴収に係る所得税及び復興特別所得税の納税告知処分並びに不納付加算税の賦課決定処分をいずれも取り消す。

(乙事件)

- 2 千種税務署長が令和元年8月9日付けで乙事件原告らに対してした被相続人Gの平成28年分の所得税及び復興特別所得税の更正処分のうち、総所得金額374万1779円、納付すべき税額9万1100円を超える部分並びに過少申告加算税の賦課決定処分をいずれも取り消す。

(丙事件)

- 3 平成28年10月●日に被相続人Gが死亡したことにより開始した相続に係る相続税について、丙事件原告らがいずれも平成30年5月30日付けでした各更正の請求に対し、千種税務署長が、いずれも同年8月23日付けで丙事件原告らに対してした更正をすべき理由がない旨の各通知処分（いずれも平成31年2月6日付けでされた再調査決定及び令和元年11月18日付け更正処分によりその一部が取り消された後のもの）をいずれも取り消す。

第2 事案の概要（以下において用いる略語は、別紙関係法令等の定めに定義するほか、別紙略語一覧のとおりとする。）

個人原告らは、原告会社の無限責任社員であった亡G（本件被相続人）が死亡したことにより、本件被相続人から本件払戻請求権等を相続（本件相続）により取得したとして、本件払戻請求権を1億0540万円と評価して本件相続税申告をしたが、その後、原告会社との間で本件払戻請求権に係る払戻額を0円とし、払戻しを行わない旨を合意した。

丙事件は、原告Bらが、上記合意に基づき本件払戻請求権の評価額を0円とする本件相続税各更正請求をしたところ、処分行政庁が、更正すべき理由がない旨の本件相続税各通知処分をしたことから、本件相続税各通知処分の取消しを求める事案である。

乙事件は、処分行政庁が、本件払戻請求権の評価額のうち、本件被相続人の原告会社に対する出資（本件出資）を超える部分の金額は、所得税法上、本件被相続人に対する配当等とみなされ、本件被相続人に本件みなし配当所得が認められるとして、本件被相続人の所得税等の納付義務を承継した個人原告らに対して本件所得税等更正処分及び本件過少申告加算税賦課決定処分（本件所得税等各処分）をしたことから、個人原告らが本件所得税等各処分の取消しを求める事案である。

甲事件は、処分行政庁が、原告会社には本件みなし配当所得について本件源泉所得税等を徴収して納付すべき義務があるとして、原告会社に対して本件納税告知処分及び本件不納付加算税賦課決定処分（本件源泉所得税等各処分）をしたことから、本件源泉所得税等各処分の取消しを求める事案である。

- 1 関係法令等の定めは、別紙関係法令等の定めに記載したとおりである。
2 前提事実（争いのない事実及び証拠（特記しない限り、枝番のあるものは各枝番を含む。以下同じ。）等により容易に認められる事実）

(1) 当事者

ア 原告会社

原告会社は、石灰、セメント及び壁材料一式の販売並びに不動産賃貸等を目的とする昭和25年2月●日に設立された合資会社であり、個人原告らは原告会社の社員である。

(甲2の1)

原告会社の定款には、社員が死亡した場合に当該社員の相続人その他の一般承継人が当該社員の持分を承継する旨の定めはない。(乙12)

イ 個人原告ら

個人原告らは、原告会社の無限責任社員であった本件被相続人の相続人であり、その他に相続人はいない。各人の法定相続分は、原告F（本件被相続人の配偶者）につき2分の1、原告B、原告C、原告D及び原告E（いずれも本件被相続人の子）につきそれぞれ8分の1である。(甲1、2)

(2) 本件相続及び本件同意等

- ア 本件被相続人は、平成28年10月●日に死亡し、本件相続が開始した。
- イ 本件相続開始日における原告会社の出資金総額は200万であり、このうち、本件被相続人の原告会社に対する出資（本件出資）の額は155万円であった。
- ウ 個人原告らは、原告会社の社員として、平成29年1月28日付けで、「死亡により退社した無限責任社員Gの持分払戻請求権の持分払戻額を0円とすることに同意する。」と記載された同意書（本件同意書1）を作成した。なお、個人原告らのほかに原告会社の社員はいない。（甲2、3）
- エ 個人原告らは、平成29年7月16日付けで、本件払戻請求権をそれぞれ5分の1ずつ相続する旨の遺産分割協議書を作成した。（甲4）
- オ 個人原告らは、原告会社の社員として、平成30年8月14日付けで、「死亡により退社した無限責任社員Gの無限責任社員の地位を承継しない」、「上記の退社員の持分払戻請求権の払い戻しを行わない」と記載された同意書（本件同意書2）を作成した。（甲5）
- カ 原告会社は、本件相続開始日から、処分行政庁が本件所得税等各処分を行った令和元年8月9日まで、本件払戻請求権に係る金銭等の支払を行わなかった。

(3) 本件相続税各通知書分に関する経緯

- ア 原告Bらは、法定申告期限内である平成29年8月7日、千種税務署長に対し、本件払戻請求権の価額を1億0540万円と算定した上で、別表1「本件相続税に係る課税の経緯」の「申告」欄のとおり、納付すべき税額を、原告Bにつき3896万3500円、原告C、原告D及び原告Eにつき各550万5200円とする本件相続税申告をした。（甲13）
- イ 原告Bらは、平成30年5月30日、本件払戻請求権の価額に誤りがあったとして、その評価額を0円とした上で、別表1の「更正の請求」欄のとおり、納付すべき税額を、原告Bにつき2982万7900円、原告C、原告D、原告Eにつき各78万1500円とすべき旨の本件相続税各更正請求をした。（乙2）
- ウ 千種税務署長は、平成30年8月23日付けで、本件相続税各更正請求に対し、更正をすべき理由がない旨の本件相続税各通知処分をした。（乙3）
- エ 原告Bらは、平成30年11月16日、本件相続税各通知処分の全部の取消しを求めて、それぞれ再調査の請求をした。（乙4）
- 再調査審理庁である千種税務署長は、平成31年2月6日付けで、本件払戻請求権について払戻しを行わない旨の合意は、本件相続開始日における本件払戻請求権の価額に影響を与えるものではないとした上で、原処分の本件払戻請求権の評価等に誤りがあり、本件払戻請求権の評価額を8370万円として算定を行うと、別表1の「再調査決定」欄のとおり、納付すべき税額は、原告Bにつき3518万7400円、原告C、原告D、原告Eにつき各437万3900円となるとして、本件相続税各通知処分について、いずれもその一部を取り消す旨の本件相続税再調査決定をした。（甲15）
- オ 原告Bらは、平成31年3月8日、本件相続税再調査決定による一部取消後の本件相続税各通知処分の全部の取消しを求めて、国税不服審判所長に対して審査請求をした。（乙5）
- カ 千種税務署長は、本件相続税について、本件納税告知処分及び本件所得税等更正処分に

よってそれぞれ生じた税額を踏まえて計算を見直し、別表1の「更正処分（減額）」欄のとおり、令和元年11月18日付けで、納付すべき税額を、原告Bにつき3325万2400円、原告C、原告D、原告Eにつき各353万9300円とする旨の本件減額更正処分をした。（甲16）

キ 国税不服審判所長は、令和4年6月2日付けで、前記オの審査請求に対し、本件払戻請求権の評価額は8370万円であるとして、本件減額更正処分において減額された部分に対する審査請求をいずれも却下し、その余の請求をいずれも棄却する旨の裁決をした。（甲17）

ク 原告Bらは、令和4年11月22日、丙事件に係る訴えを提起した。

（4）本件所得税等各処分に関する経緯

ア 個人原告らは、平成29年2月3日、千種税務署長に対し、本件被相続人の平成28年分の所得税等（本件所得税等）に関し、本件払戻請求権に係る本件みなし配当所得を本件被相続人の所得に含めず、別表2-1「本件被相続人の所得税等に係る課税の経緯」の「確定申告」欄のとおりの内容の本件準確定申告書を提出した。（甲9）

イ 千種税務署長は、令和元年8月9日付けで、個人原告らに対し、本件準確定申告書において本件みなし配当所得が申告されていないとして、これを含めて本件所得税等の納付すべき税額を算出し、別表2-1の「更正処分等」欄のとおり、本件所得税等各処分をした。（乙1）

なお、本件所得税等各処分によって新たに納付すべきことになる所得税等の額及び過少申告加算税の額について、個人原告らが承継することになる納付義務の具体的な金額は、通則法5条1項及び2項の規定に基づき、別表2-2「個人原告らの納付義務の承継額」とおりとなる。

ウ 個人原告らは、令和元年11月6日、本件所得税等各処分の全部の取消しを求めて、それぞれ再調査の請求をした。（乙6）

これに対し、再調査審理庁である千種税務署長は、令和2年1月29日付けで、再調査の請求をいずれも棄却する旨の再調査決定をした。（甲11）

エ 個人原告らは、令和2年2月26日、本件所得税等各処分の全部の取消しを求めて、国税不服審判所長に対し、審査請求をした。（乙7）

オ 国税不服審判所長は、令和4年6月2日付けで、前記エの審査請求をいずれも棄却する旨の裁決をした。（甲12）

カ 個人原告らは、令和4年11月22日、乙事件に係る訴えを提起した。

（5）本件源泉所得税等各処分に関する経緯

ア 千種税務署長は、令和元年5月24日付けで、原告会社に対し、本件払戻請求権の評価額8370万円のうち本件出資の金額155万円を超える部分の金額8215万円は、所得税法25条に基づき、本件被相続人に対する配当等とみなされるところ、原告会社は、本件みなし配当所得に係る所得税等を徴収し、納付する義務があつたにもかかわらず、本件みなし配当に係る支払の確定した日から1年を経過した日までにその支払をしていないことから、同法181条2項の規定に基づき、その1年を経過した日において支払があつたものとみなして、別表3「原告会社の源泉徴収義務に係る課税の経緯」の「納税告知処分等」欄のとおり、本件源泉所得税等各処分をした。（甲6）

イ 原告会社は、令和元年8月19日、本件源泉所得税等各処分の全部の取消しを求めて、再調査の請求をした。(乙8)

これに対し、再調査審理庁である千種税務署長は、令和元年11月15日付けで、再調査の請求をいずれも棄却する旨の再調査決定をした。(甲7)

ウ 原告会社は、令和元年12月16日、本件源泉所得税等各処分の全部の取消しを求めて、国税不服審判所長に対し、審査請求をした。(乙9)

エ 国税不服審判所長は、令和4年6月2日付けで、前記ウの審査請求をいずれも棄却する旨の裁決をした。(甲8)

オ 原告会社は、令和4年11月22日、甲事件に係る訴えを提起した。

(6) 各課税の根拠及び計算に係る被告の主張

各課税の根拠及び計算に係る被告の主張は、後記4のほか、別紙本件各処分の根拠及び適法性のとおりである。原告らは、争点に関する部分を除き、その計算の基礎となる金額及び計算方法を争うことを明らかにしていない。

3 争点

- (1) 本件相続税の課税価格に計上すべき本件払戻請求権の評価額(争点1)
- (2) 本件被相続人が原告会社を死亡退社したことにより、本件被相続人に本件みなし配当所得が認められるか。(争点2)
- (3) 原告会社に、本件源泉所得税等を徴収し、納付する義務があるか。(争点3)
- (4) 個人原告らが、本件みなし配当所得を本件所得税等の計算の基礎としていなかったことについて、通則法65条4項1号に規定する「正当な理由」があると認められるか。(争点4)
- (5) 原告会社が、本件源泉所得税等を法定納期限までに納付しなかったことについて、通則法67条1項に規定する「正当な理由」があると認められるか。(争点5)

4 争点及びこれに関する当事者の主張

- (1) 本件相続税の課税価格に計上すべき本件払戻請求権の評価額(争点1)

(被告の主張)

ア 本件被相続人は、平成28年10月●日、会社法607条1項柱書き及び同項3号により、死亡によって原告会社を退社した。本件被相続人は、原告会社に155万円を出資(本件出資)しており、原告会社の定款に、社員が死亡した場合に当該社員の相続人等が当該社員の持分を承継する旨の定めはないから、本件被相続人は原告会社を死亡退社したことに伴い、会社法611条1項により、本件払戻請求権を取得した。

個人原告らは、本件相続により本件払戻請求権を共同相続した後、本件相続に係る遺産分割協議を行い、各人が本件払戻請求権の5分の1をそれぞれ相続した。したがって、本件払戻請求権は、本件相続に係る相続財産であり、相続税の課税価格に計上すべき相続財産である。

イ 本件払戻請求権の評価額は、会社法611条1項及び同条2項により、本件被相続人の死亡退社の時(本件相続開始日)における原告会社の財産の状況に従って算定されることになる。そして、相続税法22条によれば、相続税の課税評価の算定においても、本件払戻請求権の評価額は、当該財産の取得の時における時価によるべきである。

会社法611条2項は、退社した社員と持分会社との間の計算は、退社した時における持分会社の財産の状況に従ってしなければならない旨規定していることから、持分会社に

対する出資の払戻請求権は、退社の時における持分会社の純資産に着目して評価すべきであり、純資産価額方式、すなわち、退社時点における持分会社の各資産から同社の各負債の合計額を控除した金額（純資産価額）に、持分会社の出資金総額に対する退社した社員の出資の割合を乗じて計算する方法によるのが合理的である。この点、評価通達は持分会社に対する出資の払戻請求権の評価方法を直接定める規定を置いていないものの、持分会社に対する出資の払戻請求権は、持分会社に対する出資に準ずるものとして、持分会社の出資の評価方法を定めた評価通達194に準じて評価すべきであり、評価通達194は、持分会社に対する出資の価額は、同通達178ないし193-3までの定めに基づいて計算した価額によって評価する旨を定め、同通達185は、小会社における取引相場のない株式を評価する場合に純資産価額方式によることを定めているところ、持分会社の場合にも、小会社同様に同通達185の定める純資産価額方式により評価すべきである。もっとも、持分払戻請求権の評価額は、退社の時における持分会社の財産の状況により評価するものであることから、法人の清算時における税負担の調整を目的とする評価通達186-2に定める評価差額に対する法人税額等に相当する金額を控除すべきではない。

本件相続開始日における原告会社の財産の状況により、評価通達の定めに従って相続財産である本件払戻請求権の価額を評価すると、8370万円となる。

ウ 本件同意書1及び本件同意書2（本件各同意書）は、いずれも本件相続開始日より後に作成されたものであるから、本件各同意書で事後的に合意された金額をもって本件相続開始日における本件払戻請求権の時価とすることはできず、本件各同意書は、本件相続税の課税価格として計上すべき本件払戻請求権の評価額に影響を与えない。

エ 以上のとおり、本件相続税の課税価格に計上すべき本件払戻請求権の評価額は、8370万円である。

（原告Bらの主張）

ア 現在の課税庁における実務は、税法上は死亡と同時に退社した被相続人がいったん持分払戻金を受け取ったと擬制し、相続人は会社が源泉徴収をした後の金銭又は金銭交付請求権を相続するような形で処理をしている。したがって、個人原告らが本件相続によって被相続人の持分払戻請求権を共同相続したとはいえず、現在の課税庁における実務を前提とすれば、個人原告らが相続したのは被相続人が持分払戻しを受けた後の金銭又は金銭交付請求権である。

本件では、本件被相続人の全相続人と原告会社の全社員の合意（本件同意書1）によって、持分払戻額が0円となった。そうすると、本件被相続人が持分払戻しを受けた後の金銭又は金銭交付請求権の額は当然に0円となる。したがって、本件相続税の課税価格に計上すべき本件払戻請求権の評価額も0円となる。

イ 仮に被告の主張するように個人原告らが本件払戻請求権を共同相続したとすれば、持分の払戻しを受けるべき立場にあるのは個人原告らであるから、本件払戻請求権は、所得税法9条1項16号の「相続により取得するもの」に該当して非課税所得となり、個人原告らは本件払戻請求権に係る払戻しを受けたとしても、みなし配当課税を課されないことになるはずである。

また、処分行政庁は、本件減額更正処分において、個人原告らの相続税の課税価格から原告会社が納付すべき本件源泉所得税等の額を差し引いたが、仮に個人原告らが本件払戻

請求権自体を相続したのであれば、評価額から本件源泉所得税等の額が差し引かれるのは背理である。

ウ 処分行政庁は、本件において、みなし配当課税と相続税の双方を課税するため、持分払戻額を0円とした行為を租税回避として扱って、関係者が持分払戻額を0円とした合意の法律効果を否認した。しかしながら、法律の根拠がない限り租税回避行為の否認は認められない。

(2) 本件被相続人が原告会社を死亡退社したことにより、本件被相続人に本件みなし配当所得が認められるか。(争点2)

(被告の主張)

ア 所得税法25条1項はみなし配当について規定するところ、同項柱書きに規定する「金銭その他の資産の交付を受けた場合」とは、金銭その他の資産が実際に交付された場合だけでなく、同様の経済的利益をもたらす持分払戻請求権の取得があった場合も含むと解すべきである。また、同法25条1項5号は、法人からの社員の退社による持分の払戻しを「みなし配当」が生ずる事由として掲げているところ、社員の死亡による退社に伴う持分の払戻しであっても「みなし配当」に該当し、配当所得として課税の対象とすべきである。

本件被相続人は、本件相続開始日において原告会社を死亡退社し、本件払戻請求権を取得したことから、実質的に利益配当に相当する法人利益が本件被相続人に帰属したのであり、所得税法25条1項柱書きに規定する「金銭その他の資産の交付を受けた場合」に該当する。そして、死亡退社に伴い払戻しを受けることとなる金銭その他の資産の価額が、その交付の基因となった出資に対応する部分の金額を超えるときは、その超える部分の金額に係る金銭その他の資産は、同法25条1項及び同項5号の規定に基づき、同法24条1項に規定する法人から受ける剰余金の配当等に係る所得(配当所得)を構成することになる。

したがって、本件払戻請求権の評価額8370万円から本件出資の額を差し引いた残額8215万円が本件みなし配当所得となる。

イ 所得税法36条1項は、その年分の各種所得の金額の計算上収入金額とすべき金額又は総収入金額に算入すべき金額は、別段の定めがあるものを除き、その年において収入すべき金額とする旨規定しているところ、同項は、現実の収入がなくても、その収入の原因たる権利が確定的に発生した場合には、その時点で所得の実現があったものとして、同権利発生の際の属する年度の課税所得を計算するといういわゆる権利確定主義を採用しているものと解される。そして、同法は、配当所得の収入金額の計上時期について、同法36条1項に規定する「別段の定め」を規定していないから、同法25条1項に規定するみなし配当所得の収入すべき時期を別に解する理由はない。

収入の原因となる権利が確定する時期は権利の特質を考慮して決定されるべきであるところ、持分会社の社員が死亡退社した場合には、その社員が有していた持分は死亡と同時に持分払戻請求権に転化する。基本通達36-4柱書き及び(3)へは、社員の退社に係るみなし配当所得について、その事実があった日において収入すべき時期とする旨を定めているところ、本件被相続人は、死亡退社と同時に本件払戻請求権を取得したのであるから、その取得の時点において、本件被相続人に所得税等の課税対象となる所得が生じ、その権利は確定したといえる。

したがって、本件みなし配当所得の収入すべき金額の計上時期は、本件被相続人が原告会社を退社し、本件払戻請求権を取得した時である本件相続開始日となる。

ウ 以上のとおり、本件被相続人は、本件相続開始日の属する年分である本件所得税等において、本件みなし配当所得に係る所得税等の納税義務を負うこととなり、個人原告らは、通則法5条1項の規定に基づき、本件被相続人の本件所得税等に係る納付義務を承継した。
(原告らの主張)

ア 所得税法25条1項のみなし配当所得が発生するのは「金銭その他の資産の交付を受けた場合」である。本件においては、原告会社の全社員及び本件被相続人の全相続人によって、持分払戻額を0円とする旨の合意がされており、原告会社が本件被相続人及びその相続人らに対して金銭その他の資産の交付を行った事実は存在しない。

イ 被告は、持分払戻請求権の取得があった場合には所得税法25条1項の要件を満たすと主張する。しかしながら、被告の主張する解釈は所得税法25条1項の法文の定義を大きく逸脱し、租税法律主義に照らして許されない。本件被相続人の持分払戻請求権は、もともと本件被相続人が有していた社員権が本件被相続人の死亡による退社に伴って転化したもので、本件被相続人が新たに取得したわけではなく、社員権が持分払戻請求権に転化したことと、実際に持分の払戻しがされて権利が行使されて実現したことを法律上同視する余地はない。

加えて、本件では持分払戻しの額を0円とする旨の合意により、持分の払戻しを行わないことが確定したから、会社から社外に利益が流出したという実体が存在しない。したがって、会社から社外に利益が流出し、株主等への帰属が認められる行為が行われたときに、その経済的実質に着目し、これを配当とみなして株主等に課税するみなし配当課税制度の趣旨からすれば、持分の払戻しを行わず、利益を社内に留めることとした本件においてみなし配当課税を行うことは、課税要件を定めた法の文言だけでなく、みなし配当課税制度の趣旨にも反する。

ウ したがって、本件は、所得税法25条1項の「金銭その他の資産の交付を受けた場合」に該当せず、みなし配当所得は認められない。

(3) 原告会社に、本件源泉所得税等を徴収し、納付する義務があるか。(争点3)

(被告の主張)

ア 所得税法181条1項は、配当等の支払をする者は、その支払の際、その配当等について所得税を徴収し、納付しなければならない旨、同条2項は、配当等の支払の確定した日から1年を経過した日までにその支払がされない場合には、その1年を経過した日においてその支払があったものとみなして、同条1項の規定を適用する旨規定しているところ、支払の確定した日から1年を経過した日とは、支払の確定した日の属する年の翌年の応当日の翌日をいう(基本通達181-5)。

前記(2)(被告の主張)のとおり、本件被相続人は、本件相続開始日において本件払戻請求権を取得したから、原告会社は、同日において、本件被相続人に対し、本件みなし配当所得に相当する金銭等を支払う債務を負う。したがって、本件相続開始日が、本件みなし配当所得に相当する価額の金銭等についての支払が確定した日となる。

イ 原告会社は、少なくとも本件相続開始日から令和元年8月9日までの期間、本件被相続人及び個人原告らのいずれに対しても本件払戻請求権に基づく金銭等の支払をしていない

から、本件みなし配当所得に相当する価額の金銭等について、その支払が確定した平成28年10月●日の属する年の翌年の応当日の翌日に当たる平成29年10月●日までにその支払がされていないことになり、所得税法181条2項の規定により、同日において本件払戻請求権に基づく金銭等の支払があったものとみなされる。

ウ したがって、原告会社は、本件みなし配当所得に相当する価額の金銭等の支払を現実に行っていないとしても、本件みなし配当所得に係る本件源泉所得税等を徴収し、法定納期限までに納付する義務がある。

エ なお、原告らは、平成18年改正前基本通達36-4(3)ハから基本通達36-4(3)へに改正されたことによって持分の払戻しに係るみなし配当所得の収入金額の計上時期の取扱いが変更されている旨主張するが、上記改正は会社法の制定を受けた平成18年改正前所得税法からの改正に付随してみなし配当の基因となる一定の事由の範囲について整理したものであって、その収入を計上すべき時期の取扱いを変更したのではない。

(原告会社の主張)

ア 前記(2)(原告らの主張)のとおり、本件においてはみなし配当所得が生じていないから、原告会社は、みなし配当所得が生じたことを前提とする源泉所得税等を徴収し、納付する義務を負わない。

イ 被告は、所得税法181条2項の「支払の確定した日」について、みなし配当所得の収入金額を収入すべき時期は本件相続開始日であるから、同日に支払が確定したと主張する。

しかしながら、所得税法25条1項5号のみなし配当所得について、基本通達36-4(3)ハがその収入すべき時期を規定するところ、同通達がみなし配当所得の収入金額を収入すべき時期とする「これらの事実があった日」とは、社員の退社があった日ではなく、実際に持分の払戻しが行われた日を指すから、社員の退社があった日を持分払戻金の支払が確定した日ということはできない。同通達は、平成18年改正前基本通達36-4(3)ハとして、みなし配当所得の収入金額を収入すべき時期を社員の退社があった日としていたが、退社があった日には持分払戻しの金額が確定していないことから、同日を持分払戻しによるみなし配当所得の収入金額を収入すべき時期とすると、まずは概算で申告し、後に実際の持分払戻額が確定した時点で、額の増減に合わせて修正申告又は更正請求をすることになってしまうため、これを避けるために、権利確定主義を前提に、配当の効力発生その他配当等の額の確定時を基準とする立場から、持分払戻しがあった日をみなし配当所得の収入金額を収入すべき時期とするために改正されたものである。したがって、社員の退社があった日をみなし配当所得の収入金額を収入すべき時期と解することはできない。

ウ 実体法上も、持分払戻義務の履行期について会社法上は格別の定めがないため、同義務は、民法412条2項の原則に従って履行の請求を受けた時に遅滞の責に任ずると解されている。また、持分の払戻しは、退社の時における持分会社の財産の状況に従って、退社した社員と持分会社との間の計算がなされる場所、計算がなされるのは退社後であり、退社の時に完了していない事項は、完了後に計算する。そのため、退社の時点では持分払戻しの額は決まらない。さらに、払戻請求権者に同請求権の行使が義務付けられているわけでもない。したがって、実体法との関係においても、退社の時点で持分払戻金の支払が確定したとはいえない。実務上も持分払戻しの額は退社した社員と持分会社との間の話し合いによって退社後に決められており、退社時に持分払戻金の支払が確定したとはいえない。

エ 以上いずれの観点からしても、退社の時点において持分払戻しの支払は確定しておらず、原告会社が源泉所得税等を徴収し、納付する義務を負うという被告の主張には理由がない。

(4) 個人原告らが、本件みなし配当所得を本件所得税等の計算の基礎としていなかったことについて、通則法65条4項1号に規定する「正当な理由」があると認められるか。(争点4)

(個人原告らの主張)

ア 所得税法25条1項は「金銭その他の資産の交付を受けた場合」とするところ、本件では持分払戻しが行われておらず、金銭その他の資産の交付が存在しない。また、基本通達36-4(3)へは「持分の払戻し」を収入すべき時期について、実際に持分払戻しの事実があった日とするから、持分払戻請求権の支払を収入とすべき時期は、実際に持分払戻しが行われた日、すなわち支払日となるところ、本件では通達に定められた支払を収入とすべき日が到来していない。

イ 持分払戻しが行われず、金銭その他の資産の交付を受けていないのに、みなし配当課税を所得税等の計算の基礎とすべきとした先例は存在しないため、本件判決は公表裁判事例となった。

ウ 原告Bは、処分行政庁の法人課税部門担当者から、持分の払戻しは実際に払戻しを受けなければ課税されることはなく、合資会社を退社する時、会社の経営を優先するなどの理由で持分の払戻しを受けない者もあり、その場合は課税されない、持分払戻請求権の価額は様々な事例・指標があるので原告会社において決めるようにと指導された。これを受けて、原告会社は、持分払戻請求権の価額を0円とした。上記指導は、会社法が持分払戻額を会社と退社する者との合意によって決めることを排斥していないことや、実務上、会社財産の流出を避けるために持分払戻額を低額に抑えることが多く行われていることに沿ったものである。

エ 以上によれば、個人原告らが、税務指導に従って、みなし配当所得を本件所得税額の計算の基礎としなかったことには正当な理由がある。

(被告の主張)

ア 個人原告らは、原告Bが処分行政庁の担当職員から受けた指導に従って処理した旨主張するが、上記指導について具体的な証拠に基づいた立証はされていない。また、個人原告らの主張は、個人原告ら自身が本件相続税申告においては本件払戻請求権の価額を1億0540万円と評価して申告している事実と相容れないものである。

イ 仮に、前記担当職員が持分の払戻しを受けない場合は課税されないこと、本件払戻請求権の評価額を原告会社で決めることを指導したとしても、原告会社が本件払戻請求権の価額を時価によらずに客観的に合理性のない価額である0円と定め、個人原告らが本件みなし配当所得を申告しなかったのであり、当該事情は、個人原告らの税法の不知や独自の見解に起因して誤った判断をしたという主観的な事情にすぎず、真に納税者の責めに帰することのできない客観的な事情に当たらない。

ウ 以上のとおり、個人原告らが、本件みなし配当所得を、本件所得税等の税額の計算の基礎としていなかったことについて、通則法65条4項1号に規定する「正当な理由」があるとは認められない。

(5) 原告会社が、本件源泉所得税等を法定納期限までに納付しなかったことについて、通則法67条1項に規定する「正当な理由」があると認められるか。(争点5)

(原告会社の主張)

- ア 前記(4)(個人原告らの主張)で述べた事情に加え、前記(3)(原告会社の主張)で述べたとおり、持分払戻請求権の支払が確定するのは実際に持分払戻しが行われた日、すなわち支払日であって、退社と同時に「支払が確定した」と解する余地はない。
- イ したがって、原告会社が、法規や通達の規定の文言に従い、かつ、税務指導に従って、みなし配当所得の源泉徴収を行っていないことには正当な理由がある。

(被告の主張)

- ア 前記(4)(被告の主張)と同様に、原告会社が処分行政庁の担当職員から受けたという「指導」について具体的な証拠に基づいた立証がされているとはいえないし、原告会社の主張は、同社の社員である個人原告らが本件相続税申告においては本件払戻請求権の価額を1億0540万円と評価して申告している事実と相容れないものである。
- イ 仮に、前記担当職員が持分の払戻しを受けない場合は課税されないこと、本件払戻請求権の価額を原告会社で決めることを指導したとしても、原告会社が本件払戻請求権の価額を時価によらずに客観的に合理性のない価額である0円と定め、本件源泉所得税等を徴収・納付しなかったのであり、当該事情は原告会社の税法の不知や独自の見解に起因して誤った判断をしたという主観的な事情にすぎず、真に納税者の責めに帰することのできない客観的な事情に当たらない。
- ウ 以上のとおり、原告会社が法定納期限までに本件源泉所得税等を納付しなかったことについて、通則法67条1項に規定する「正当な理由」があるとは認められない。

第3 当裁判所の判断

1 争点1(本件相続税の課税価格に計上すべき本件払戻請求権の評価額)について

- (1) ア 会社法607条1項柱書きは「社員は(中略)次に掲げる事由によって退社する。」として持分会社の法定脱退事由を定め、同3号は法定脱退事由として「死亡」を掲げている。また、同法611条1項は「退社した社員は、その出資の種類を問わず、その持分の払戻しを受けることができる。」と規定し、同2項は「退社した社員と持分会社との間の計算は、退社の時における持分会社の財産の状況に従ってしなければならない。」と規定する。

これらの規定によれば、持分会社の社員が死亡した場合には、当該社員は、当然に持分会社から退社するとともに、当該社員が有した持分という抽象的な権利が、当該時点における持分会社の財産の状況に従って計算される額の持分払戻請求権という具体的な債権に転化し、当該社員は当該債権を確定的に取得するというべきである。なお、同法611条1項ただし書は、社員が死亡した場合に当該社員の相続人その他の一般承継人が当該社員の持分を承継する旨の定款の定めがある場合には上記の限りではないとするが、原告会社の定款にその旨の定めはない(前提事実(1)ア)。

- イ 本件被相続人は、平成28年10月●日に死亡したところ(前提事実(2)ア)、前記アのとおり、これによって持分会社である原告会社を当然に退社し、当該時点における原告会社の財産の状況に従って計算される額の持分払戻請求権という具体的な債権を確定的に取得したものと認められるから、本件払戻請求権は、被相続人が死亡時に有していた権利として、本件相続に係る相続財産となり、個人原告らの相続税の課税価格に計上すべき相続財産であるというべきである。そして、相続税法22条は、相続により

取得した財産の価額は当該財産の取得の時ににおける時価によって評価すべき旨を定めていることからすれば、本件相続税の課税価格に計上すべき本件払戻請求権の評価額は、本件被相続人が死亡し、本件相続が開始した本件相続開始日の時価によることになる。

さらに、会社法611条2項は、退社した社員と持分会社との間の計算は、退社時ににおける持分会社の財産の状況に従ってしなければならない旨規定していることから、持分会社に対する出資の払戻請求権は、退社時ににおける持分会社の純資産に着目して評価すべきであり、被告が主張するとおり、評価通達に従って、持分会社に対する出資に準ずるものとして純資産価額方式によって評価することが相当であると認められる。

証拠（甲2の2、乙17）によれば、本件被相続人は、原告会社に155万円を出資し、原告会社の総出資口数200万口のうち155万口を有しており、本件相続開始日における原告会社の財産の状況及び評価通達の定めに従って評価した価額は、別表4のとおりであると認められるから、相続財産である本件払戻請求権の価額を、上記評価通達の定めに従って算出すると、本件相続開始日における原告会社の各資産の合計額1億1418万4000円（別表4「資産の部」欄の「合計」欄）から、本件相続開始日における各負債の合計額556万9000円（別表4「負債の部」欄の「合計」欄）を控除した1億0861万5000円を、原告会社の総出資口数200万口で除した1株（出資1口）当たりの純資産価額は54円であり、これに本件被相続人の出資口数155万口を乗じた金額である8370万円（別表5）と認められる。

なお、前提事実（3）カのとおり、処分行政庁は、本件相続税について、本件払戻請求権の評価額から本件相続税各通知処分後に明らかとなった本件源泉所得税等に相当する額を差し引くなどして再計算し、本件減額更正処分をしたところ、原告Bらは、個人原告らが本件払戻請求権自体を相続したのであれば、本件払戻請求権の評価額から本件源泉所得税等に相当する額を控除した処理は背理である旨主張する。しかしながら、財産の発生及び帰属のいかんにより当該財産の評価方法が当然に定まるものではないから、本件払戻請求権の評価に当たり、個人原告らが現実に受領することが見込まれる本件源泉所得税等控除後の額を本件相続税の課税価格に計上したからといって、個人原告らが本件払戻請求権を相続したと矛盾するとはいえず、原告Bらの主張を採用することはできない。

ウ 前記イのとおり、相続税の課税価格に計上すべき本件払戻請求権の評価額は、本件相続開始日の時価によって評価すべきであるところ、本件各同意書はいずれも本件相続開始日より後に作成されたものであるから、事後的な合意によって決められた金額をもって、本件相続開始日における本件払戻請求権の時価と評価することはできない。したがって、本件各同意は、本件相続税の課税価格として計上すべき本件払戻請求権の評価額に影響を与えないというべきである。

(2) ア これに対し、原告Bらは、課税庁における実務によれば、個人原告らが本件相続によって本件被相続人の本件払戻請求権を共同相続したとはいえず、個人原告らが相続したのは本件被相続人が持分払戻しを受けた後の金銭又は金銭交付請求権である旨を主張し、本件各同意によって本件払戻請求権に係る払戻額が0円となったため、本件被相続人が持分払戻しを受けた後の金銭又は金銭交付請求権の額も0円となるから、本件相続税の課税価格に計上すべき本件払戻請求権の評価額も0円となると主張する。しかしながら、

前記（１）で述べたとおり、相続税の課税は、被相続人が本件相続開始日に確定的に取得し、個人原告らが相続した本件払戻請求権に対して行われるというべきであり、相続税の課税対象が被相続人が本件払戻請求権を行使して払戻しを受けた金銭又は金銭交付請求権と擬制する課税庁における実務があると認めるに足りる証拠はなく、原告Bらの主張は採用することができない。

さらに、原告Bらは、相続人が本件払戻請求権を相続したとして相続税を課税すると、同請求権に係るみなし配当所得に対する課税は二重課税となるため、みなし配当所得に対する課税が不可能となる旨主張する。しかしながら、本件払戻請求権は、原告会社の社員である本件被相続人の出資持分が本件被相続人の死亡に伴う退社によって持分払戻請求権に転化し、一旦、本件被相続人が確定的にこれを取得した後に、本件被相続人の相続財産として個人原告らに相続されたものと解するのが相当であり、本件みなし配当所得に対する所得税等の課税処分は、本件被相続人が本件払戻請求権を確定的に取得したことで同人にみなし配当所得が発生したとしてされたものであるから、個人原告らが同請求権を相続したことについて個人原告らにされた本件相続税の課税処分と重なり合うことはなく、これらが二重課税の関係にあるということとはできない。なお、実際にも、本件減額更正処分（甲16）において、本件払戻請求権の評価額から本件源泉所得税等を控除し、本件被相続人の債務として本件所得税等の額を加算して本件相続税の額を計算していることから、二重課税の問題は生じていない。

イ 原告Bらは、処分行政庁が、持分払戻額を0円とした行為を租税回避として扱って本件各同意の法律効果を法律の根拠なく否認したなどと主張する。

しかしながら、前述のとおり、本件被相続人が取得し、個人原告らが相続した本件払戻請求権の相続税課税上の評価額は本件相続開始時の時価によるべきであり、その後原告会社と個人原告らとの間でなされた本件各同意が遡及して本件相続開始日の時価に影響するということとはできない。本件相続税の課税は上記の理解を前提としてなされたものであり、租税回避であることを理由に本件各同意の法律効果を否認したものと認められない。

ウ したがって、原告Bらの前記主張はいずれも採用することができない。

（３）以上によれば、本件相続税の課税価格に計上すべき本件払戻請求権の評価額は、8370万円であると認められる。

2 争点2（本件被相続人が原告会社を死亡退社したことにより、本件被相続人に本件みなし配当所得が認められるか。）について

（１）ア みなし配当所得について定める所得税法25条1項の趣旨は、形式的には法人の利益配当ではないが、資本の払戻し、持分の払戻し、法人の解散による残余財産の分配等の方法で、実質的に利益配当に相当する法人利益の株主等への帰属が認められる行為が行われたときに、これを配当とみなして株主等に課税するところにあるというべきである。上記趣旨に鑑みると、同項柱書きにいう「金銭その他の資産の交付を受けた場合」とは、金銭その他の資産が実際に交付された場合だけでなく、同様の経済的利益をもたらす事実が生じた場合も含むものと解される。

イ これを本件についてみると、前記1で説示したとおり、本件被相続人の死亡に伴う原告会社からの退社によって、同人の持分は本件払戻請求権という具体的な権利に転化し、

同人は本件相続開始日の原告会社の財産の状況によって計算される額の具体的な請求権を取得するのであるから、持分の払戻しとして現実に金銭の交付を受けていなくても、同人に、「金銭その他の資産の交付を受けた場合」と同様の経済的利益が生じたと認められる。また、所得税法25条1項5号の「退社若しくは脱退による持分の払戻し」との文言も、必ずしも現実に金銭等の交付を受けることを意味するものとは解されず、上記判断を左右するものとはいえない。したがって、本件相続人の死亡による本件払戻請求権の取得は、所得税法25条1項柱書きにいう「金銭その他の資産の交付を受けた場合」に該当するものと認められる。

加えて、所得税法36条1項は、その年分の各種所得の金額の計算上収入金額とすべき金額又は総収入金額に算入すべき金額は、別段の定めがあるものを除き、その年において収入すべき金額とする旨規定し、現実の収入がなくても、その収入の原因となる権利が確定的に発生した場合には、その時点で所得の実現があったものとして、同権利発生の時期の属する年度の課税所得を計算するといういわゆる権利確定主義を採用していると解され（なお、同法上、みなし配当所得について上記別段の定めはない。）、収入の原因となる権利が確定する時期についてはそれぞれの権利の特質を考慮し決定されるべきものである（最高裁昭和●●年（〇〇）第●●号同53年2月24日第二小法廷判決・民集32巻1号43頁参照）ところ、上記のとおり、本件被相続人は死亡に伴う退社によって本件払戻請求権を確定的に取得するのであるから、本件相続開始日において、本件被相続人に収入の原因となる権利が確定的に発生したということができ、本件払戻請求権が行使されておらず実現されていなくとも、権利確定主義に照らし、同時点において本件みなし配当所得の実現があったものとして、本件被相続人に本件みなし配当所得が生じるというべきである。

そして、本件払戻請求権の評価額は、前記1で説示したとおり8370万円と計算され、ここから本件出資の額である155万円（所得税法施行令61条2項5号イ）を差し引いた残額である8215万円が、本件みなし配当所得となる（別表6の1）。

ウ したがって、本件被相続人は、本件所得税等において、本件みなし配当所得に係る所得税等の納税義務を負うこととなり、個人原告らは、通則法5条1項、2項に基づき、当該所得税等に係る納付義務を承継したものと認められる。

- (2) ア これに対し、原告らは、所得税法25条1項のみなし配当所得が発生するのは「金銭その他の資産の交付を受けた場合」であるところ、本件においては持分払戻額が0円と合意され、金銭の支払がされていないので、「金銭その他の資産の交付を受けた場合」に該当しない、上記場合に該当するという解釈は法文の定義を大きく逸脱し、租税法律主義に照らして許されない、本件払戻請求権は、本件被相続人が新たに取得したのではなく持分が転化したにすぎないから、これを実際に持分の払戻しがされた場合と法律上同視する余地はないなどと主張する。

この点、所得税法25条1項柱書きは同項各号に掲げる事由により「金銭その他の資産の交付を受けた場合」にみなし配当所得を構成し得る旨を定め、同5号は退社による持分の払戻しなどを挙げているところ、前記(1)で説示したとおり、みなし配当課税の趣旨に鑑みれば、同項柱書きの「金銭その他の資産の交付を受けた場合」とは、金銭等が実際に交付された場合だけでなく、同様の経済的利益をもたらす事実が生じた場合

を含むものと解されること、持分払戻請求権の取得は「金銭その他の資産の交付を受けた場合」と同様の経済的利益をもたらすといえるから、「金銭その他の資産の交付を受けた場合」に該当するといえる。そして、同法36条1項が権利確定主義を採用していると解されることに加えて、同法181条が配当所得に係る源泉徴収義務について、配当等の支払の確定した日と支払がされる日を区別していることも併せ考えると、上記解釈が法文の定義を逸脱し、租税法律主義に照らして許されないということはない。さらに、出資持分と持分払戻請求権との関係は、帰属関係に変化はないものの、抽象的に存在していた出資持分が、社員の退社によって持分払戻請求権に転化することにより、当該時点の会社の財産の状況によって算定される具体的な額の払戻しを受けられる権利として確定するから、出資持分が持分払戻請求権に転化したことをもって「金銭その他の資産の交付を受けた場合」と同様の経済的利益を取得したと解することが妨げられるものではない。

イ また、原告らは、みなし配当課税制度の趣旨は会社から社外に利益が流出し、株主等への帰属が認められる行為が行われたときに、その経済的実質に着目して、これを配当とみなして株主に課税するというものであるところ、持分の払戻しを行わず、利益を社内に留めることとした本件においてみなし配当課税を行うことは、みなし配当課税制度の趣旨にも反すると主張する。しかしながら、本件被相続人が死亡退社によって本件払戻請求権を確定的に取得したことにより、同請求権に係る経済的利益が本件被相続人に帰属したものと見え、本件各同意は、本件払戻請求権に係る原告会社の債務を免除することで、本件被相続人に一旦帰属した上記経済的利益を改めて原告会社に移転させるものにすぎないというべきであるから、本件各同意に基づいて持分の払戻しがされなかったことをもって、原告会社から本件被相続人への経済的利益の帰属がなかったということとはできず、本件みなし配当所得に課税することが、みなし配当課税制度の趣旨に反するということができない。

なお、原告らは、処分行政庁の法人課税部門担当者から、持分の払戻しについては、実際に払戻しを受けなければ課税されることはないなどと指導された旨も主張するが、後記4で説示するとおり、そのような指導がされたと認めることはできない。

ウ したがって、原告らの主張はいずれも理由がなく、採用することができない。

3 争点3（原告会社に、本件源泉所得税等を徴収し、納付する義務があるか。）について

(1) 所得税法181条1項は、同24条1項に規定する配当等の支払をする者は、その支払の際、その利子等又は配当等について所得税を徴収してこれを国に納付しなければならない旨を定め、同181条2項は、配当等について支払の確定した日から1年を経過した日までにその支払がされない場合には、その1年を経過した日においてその支払があったものとみなして前項の規定を適用する旨を定め、基本通達181-5は、上記支払の確定した日から1年を経過した日とはその支払の確定した日の属する年の翌年の応当日の翌日をいうとする。

前記2(1)イで説示したとおり、本件被相続人は死亡に伴う退社によって本件払戻請求権を確定的に取得したのであるから、原告会社においても、本件相続開始日において、本件被相続人に対して持分の払戻しとして本件みなし配当所得の額に相当する金銭等を支払うことが確定したということができ、本件相続開始日（平成28年10月●日）の属する年の翌年の応当日の翌日に当たる平成29年10月●日において、原告会社は、本件源泉所得税等

を徴収し、これを国に納付すべき義務を負ったものと認められる。

- (2) ア これに対し、原告らは、所得税法25条1項5号のみなし配当所得について、平成18年改正前基本通達36-4(3)ハが、基本通達36-4(3)へに改正されたことから、持分の払戻し(実際の支払)があった日がみなし配当所得の収入金額を収入すべき時期であり、実際に持分が払い戻されていないのに、社員の退社があった日をみなし配当所得の収入金額を収入すべき時期と解することはできないと主張する。

この点、平成18年12月19日付け課個2-18ほかによる基本通達の改正により、文言上は、基本通達36-4(3)への規定する「これらの事実があった日」が、平成18年改正前基本通達36-4(3)ハの規定する「社員の退社」から、「退社による持分の払戻し」があった日に改正されたことが認められる。

しかしながら、改正後の基本通達の「退社による持分の払戻し」との文言は、平成18年改正前所得税法25条1項6号及び同改正後の同法25条1項5号の文言と同一であって、前記2(1)イで説示したとおり、「持分の払戻し」との文言は必ずしも実際に金銭等の交付を受けることを意味するものとは解されないから、上記通達の改正がそれまでの解釈を変更するものと理解することはできず、原告らの主張は理由がない。

- イ さらに、原告らは、持分払戻債務は民法412条2項の原則に従って履行の請求を受けたときに遅滞に陥り、退社の時に完了していない事項は会社法611条4項により完了後に計算するため、退社の時点では持分払戻しの額は決まらず、実際にも持分の払戻しに係る計算がされるのは退社後であり、払戻請求権者に同請求権の行使が義務付けられていないことなどから、退社の時点で持分払戻金の支払が確定したとはいえないなどと主張する。

しかしながら、会社法611条4項は、退社時に損益勘定が明らかでない取引について不都合を生じるために同条2項の例外として設けられた規定であり、退社時点において上記事項についても計算をすることを排除するものではないし、上記事項のために必要な財産以外は退社時点の財産の状況に従って計算した上で払い戻さなければならないのであるから、例外的な場合に一部の事項について払戻額が事後的に算定され得ることを示す規定にすぎず、合資会社の社員がその退社時に持分払戻請求権という具体的な権利を確定的に取得するという解釈を妨げるものではない。また、持分払戻債務が履行請求を受けたときに遅滞に陥ることや、持分払戻請求権の行使が義務付けられていないことは、退社時点で持分払戻請求権が具体的に確定したとの解釈に影響するものではなく、実際には持分の払戻しに係る計算が退社後にされることは、会社において当該計算がされる事実上の時期を指摘するにすぎないものであるから、同様に上記解釈に影響しない。

なお、原告らは、処分行政庁の法人課税部門担当者から、持分の払戻しについては、実際に払戻しを受けなければ課税されることはないなどと指導された旨も主張するが、後記4で説示するとおり、そのような指導がされたと認めることはできない。

- ウ したがって、原告らの主張はいずれも理由がなく、採用することができない。

- 4 争点4(個人原告らが、本件みなし配当所得を本件所得税等の計算の基礎としていなかったことについて、通則法65条4項1号に規定する「正当な理由」があると認められるか。)について

- (1) 通則法65条4項は、同条1項に規定する「納付すべき税額」の計算の基礎となった事実

のうち、その修正申告又は更正前の税額の計算の基礎とされていなかったことについて「正当な理由」があると認められるものがある場合には、同「納付すべき税額」からその「正当な理由」があると認められる事実に基づく税額として政令で定めるところにより計算した金額を控除して、過少申告加算税の税額を計算する旨を定める。そして、過少申告加算税は、過少申告による納税義務違反の事実があれば、原則としてその違反者に対し課されるものであるところ、これによって、当初から適法に申告し納税した納税者との間の客観的不公平の実質的な是正を図るとともに、過少申告による納税義務違反の発生を防止し、適正な申告納税の実現を図り、もって納税の実を挙げることにその趣旨があることからすれば、「正当な理由」があると認められる場合とは、真に納税者の責めに帰することのできない客観的な事情があり、上記の過少申告加算税の趣旨に照らしても、なお、納税者に過少申告加算税を賦課することが不当又は酷になる場合をいうものと解するのが相当である（最高裁判平成●●年（〇〇）第●●号同18年4月20日第一小法廷判決・民集60巻4号1611頁）。

- (2) 個人原告らは、原告会社の代表者である原告Bが、処分行政庁の法人課税部門担当者から、持分の払戻しは実際に払戻しを受けなければ課税されることはない、持分払戻請求権の価額は様々な事例・指標があるので原告会社において決めるようになどと指導された、原告会社はこの指導を受けて持分払戻請求権の価額を0円としたのであるから、上記「正当な理由」があると主張し、上記内容の税務指導があった根拠として、事前照会事案・事績整理票（甲21）に、処分行政庁内部で審理専門官の意見を聴取した際に専門官が相続税の申告期限までに持分払戻金が確定した場合は確定金額を持分の払戻請求権の価額として評価するのが原則である旨回答した旨の記載があることを指摘する。

しかしながら、上記整理票には、持分の払戻しとして実際に支払われた金額が相続税等の課税の際の持分払戻請求権の評価額になる旨を回答したことを明確に示す記載はなく、むしろ、上記専門官の意見として、確定金額が持分の払戻しを受ける場合の金額を大きく下回るなど適正に算定されていないと認められる場合は相続税及び源泉所得税を是正する必要があると考える、会社法611条2項の規定からすると上記金額が適正に算定されていることが前提条件であるなどといった記載や、担当者の検討内容として、持分の払戻額が評価通達に基づく額以下であっても評価は評価通達どおりであるという旨の記載がされており、原告Bに対する回答状況欄には、あくまで一般的な回答に留まること、これ以上の回答は個別具体的話でないという旨の記載もあつたことを原告Bに伝えた旨の記載もあることからすれば、個人原告らが主張する内容の税務指導がされたことを認めることはできない。

- (3) そして、個人原告らが「正当な理由」として主張するその余の事情は、結局のところ、法の不知をいうものにとどまり、こうした事情は、真に納税者の責めに帰することのできない客観的な事情に当たるとはいえず、過少申告加算税の趣旨に照らしても、なお、納税者に過少申告加算税を賦課することが不当又は酷になる場合に当たるとは解されない。
- (4) したがって、個人原告らには、本件みなし配当所得を本件被相続人の所得税等の計算の基礎としていなかったことにつき、「正当な理由」があると認めることはできない。

5 争点5（原告会社が、本件源泉所得税等を法定納期限までに納付しなかったことについて、通則法67条1項に規定する「正当な理由」があると認められるか。）について

- (1) 通則法67条1項ただし書の「正当な理由があると認められる場合」については、真に納税者の責めに帰することのできない客観的な事情があり、当初から適法に源泉徴収による国

税を納付した納税者との間の客観的不公平の実質的な是正を図るとともに、不納付という納税義務違反の発生を防止し、源泉徴収による国税の適正な納付の実現を図り、もって納税の実を挙げようとする行政上の措置である不納付加算税の趣旨に照らしても、なお、納税者に不納付加算税を賦課することが不当又は酷になる場合をいうものと解するのが相当である。

(2) 原告会社は、前記4(2)同様に原告会社が税務指導に従った結果であるから「正当な理由」があると主張するが、同部分で述べたとおり、原告らが主張する内容の税務指導がされたと認めることはできない。

また、原告会社が「正当な理由」として主張するその余の事情は、結局のところ、法の不知をいうものにとどまるどころ、こうした事情は、真に納税者の責めに帰することのできない客観的な事情に当たるとはいえず、不納付加算税の趣旨に照らしても、なお、納税者に不納付加算税を賦課することが不当又は酷になる場合に当たるものとは解されない

(3) したがって、原告会社が本件源泉所得税等をその法定納期限までに納付しなかったことについて、正当な理由があると認めることはできない。

6 本件各処分の適法性について

以上によれば、本件被相続人が本件相続開始日に本件払戻請求権を確定的に取得し、同請求権の評価額が8370万円であることを前提として、原告Bらに対する本件相続税の課税処分、本件被相続人及び同人の納付義務を承継した個人原告らに対する本件所得税等各処分、原告会社に対する本件源泉所得税等各処分がされるべきである。原告らは、本件訴訟において、争点に関する部分を除き、上記各処分の計算の基礎となる金額及び計算方法を争うことを明らかにしていないところ、これを前提として、本件被相続人の死亡によって生じた原告Bらの本件相続税、本件所得税等及び個人原告らの承継額、原告会社の本件源泉所得税等についてそれぞれ計算すると、別表1の「更正処分(減額)」欄、別表2-1の「更正処分等」欄、別表2-2の「本件所得税等更正処分」欄及び「本件過少申告加算税賦課決定処分」欄、別表3の「納税告知処分等」欄記載の各金額と同額となると認められる(弁論の全趣旨)。

したがって、本件各処分はいずれも適法である。

第4 結論

よって、原告らの請求はいずれも理由がないから、これらを棄却することとし、主文のとおり判決する。

名古屋地方裁判所民事第9部

裁判長裁判官 剣持 亮

裁判官 佐久間 隆

裁判官 新田 浩志

(別紙)

指定代理人目録

岡部直樹

木村徹

宮嶋淳

谷広成

松下順一

以上

(別紙)

関係法令等の定め

第1 会社法

1 575条1項

合名会社、合資会社又は合同会社（以下「持分会社」と総称する。）を設立するには、その社員になろうとする者が定款を作成し、その全員がこれに署名し、又は記名押印しなければならない。

2 607条1項

社員は、606条、609条1項、642条2項及び845条の場合のほか、次に掲げる事由によって退社する。

(1) 1、2号 省略

(2) 3号 死亡

(3) 4～8号 省略

3 608条1項

持分会社は、その社員が死亡した場合又は合併により消滅した場合における当該社員の相続人その他の一般承継人が当該社員の持分を承継する旨を定款で定めることができる。

4 611条

(1) 1項

退社した社員は、その出資の種類を問わず、その持分の払戻しを受けることができる。ただし、608条1項及び2項の規定により当該社員の一般承継人が社員となった場合は、この限りでない。

(2) 2項

退社した社員と持分会社との間の計算は、退社の時における持分会社の財産の状況に従ってしなければならない。

(3) 3項 省略

(4) 4項

退社の時にまだ完了していない事項については、その完了後に計算をすることができる。

(5) 5項～7項 省略

6 第2 国税通則法（平成29年法律第4号による改正前のもの。以下「通則法」という。）

1 5条（相続による国税の納付義務の承継）

(1) 1項

10 相続（中略）があった場合には、相続人（中略）は、その被相続人（中略）に課されるべき、又はその被相続人が納付し、若しくは徴収されるべき国税（中略）を納める義務を承継する。この場合において、相続人が限定承認をしたときは、その相続人は、相続によって得た財産の限度においてのみその国税を納付する責めに任ずる。

(2) 2項

15 前項前段の場合において、相続人が2人以上あるときは、各相続人が同項前段の規定により承継する国税の額は、同項の国税の額を民法900条から902条まで（法定相続分・代襲相続人の相続分・遺言による相続分の指定）の規定によるその相続分によりあん分して計算した額とする。

(3) 3項 省略

20 2 65条（過少申告加算税）

(1) 1項

25 期限内申告書（中略）が提出された場合（中略）において、修正申告書の提出又は更正があったときは、当該納税者に対し、その修正申告又は更正に基づき35条2項（期限後申告等による納付）の規定により納付すべき税額に100分の10の割合（修正申告書の提出が、その申告に係る国税についての調査があったことにより当該国税について更正があるべきことを予知し

てされたものでないときは、100分の5の割合)を乗じて計算した金額に相当する過少申告加算税を課する。

(2) 2項

前項の規定に該当する場合(中略)において、前項に規定する納付すべき税額(中略)がその国税に係る期限内申告税額に相当する金額と50万円とのいずれか多い金額を超えるときは、同項の過少申告加算税の額は、同項の規定にかかわらず、同項の規定により計算した金額に、その超える部分に相当する税額(同項に規定する納付すべき税額が当該超える部分に相当する税額に満たないときは、当該納付すべき税額)に100分の5の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

(3) 3項 省略

(4) 4項

次の各号に掲げる場合には、1項又は2項に規定する納付すべき税額から当該各号に定める税額として政令で定めるところにより計算した金額を控除して、これらの項の規定を適用する。

ア 1号

1項又は2項に規定する納付すべき税額の計算の基礎となった事実のうち、その修正申告又は更正前の税額(還付金の額に相当する税額を含む。)の計算の基礎とされていなかったことについて正当な理由があると認められるものがある場合

その正当な理由があると認められる事実に基づく税額

イ 2号 省略

(5) 5項 省略

3 67条(不納付加算税)

(1) 1項

源泉徴収による国税がその法定納期限までに完納されなかった場合には、

税務署長は、当該納税者から、36条1項2号（源泉徴収による国税の納税の告知）の規定による納税の告知に係る税額又はその法定納期限後に当該告知を受けることなく納付された税額に100分の10の割合を乗じて計算した金額に相当する不納付加算税を徴収する。ただし、当該告知又は納付に係る国税を法定納期限までに納付しなかったことについて正当な理由があると認められる場合は、この限りでない。

(2) 2、3項 省略

第3 相続税法

22条（評価の原則）

この章で特別の定めのあるものを除くほか、相続、遺贈又は贈与により取得した財産の価額は、当該財産の取得の時における時価により、当該財産の価額から控除すべき債務の金額は、その時の現況による。

第4 財産評価基本通達（昭和39年4月25日付け直資5.6ほか国税庁長官通達。ただし、平成29年4月27日付け課評2-12ほかによる改正前のもの。以下「評価通達」という。）

1 17.8（取引相場のない株式の評価上の区分）：

取引相場のない株式の価額は、評価しようとするその株式の発行会社（以下「評価会社」という。）が次の表の大会社、中会社又は小会社のいずれに該当するかに応じて、それぞれ次項の定めによって評価する。（以下省略）

2 17.9（取引相場のない株式の評価の原則）：

前項により区分された大会社、中会社及び小会社の株式の価額は、それぞれ次による。

(1) 1、2項 省略

(2) 3項

小会社の株式の価額は、1株当たりの純資産価額（相続税評価額によって計算した金額）によって評価する。（以下省略）

3 185 (純資産価額)

179 (取引相場のない株式の評価の原則) の「1株当たりの純資産価額 (相続税評価額によって計算した金額)」は、課税時期における各資産をこの通達に定めるところにより評価した価額 (中略) の合計額から課税時期における各負債の金額の合計額及び186-2 (評価差額に対する法人税額等に相当する金額) により計算した評価差額に対する法人税額等に相当する金額を控除した金額を課税時期における発行済株式数で除して計算した金額とする。(以下省略)

4 186-2 (評価差額に対する法人税額等に相当する金額)

185 (純資産価額) の「評価差額に対する法人税額等に相当する金額」は、次の(1)の金額から(2)の金額を控除した残額がある場合におけるその残額に37% (中略) を乗じて計算した金額とする。

(1) 課税時期における各資産をこの通達に定めるところにより評価した価額の合計額 (以下この項において「課税時期における相続税評価額による総資産価額」という。) から課税時期における各負債の金額の合計額を控除した金額

(2) 課税時期における相続税評価額による総資産価額の計算の基とした各資産の帳簿価額の合計額 (中略) から課税時期における各負債の金額の合計額を控除した金額

5 194 (持分会社の出資の評価)

会社法575条1項に規定する持分会社に対する出資の価額は、178 (取引相場のない株式の評価上の区分) から前項までの定めに基づいて計算した価額によって評価する。

第5 所得税法 (平成29年法律第4号による改正前のもの。以下「所得税法」という。)

1 9条 (非課税所得)

(1) 1項

次に掲げる所得については、所得税を課さない。

ア 1～15号 省略

イ 16号

相続、遺贈又は個人からの贈与により取得するもの（以下省略）

ウ 17、18号 省略

(2) 2項 省略

2 24条（配当所得）

(1) 1項

配当所得とは、法人（中略）から受ける剰余金の配当（中略）、利益の配当（中略）、剰余金の分配（中略）、投資信託及び投資法人に関する法律137条（金銭の分配）の金銭の分配（中略）、基金利息（中略）並びに投資信託（中略）及び特定受益証券発行信託の収益の分配（中略）に係る所得をいう。

(2) 2項 省略

3 25条（配当等とみなす金額）

(1) 1項

法人（中略）の株主等が当該法人の次に掲げる事由により金銭その他の資産の交付を受けた場合において、その金銭の額及び金銭以外の資産の価額（中略）の合計額が当該法人の（中略）資本金等の額（中略）のうちその交付の基因となった当該法人の株式又は出資に対応する部分の金額を超えるときは、この法律の規定の適用については、その超える部分の金額に係る金銭その他の資産は、前条1項に規定する剰余金の配当、利益の配当、剰余金の分配又は金銭の分配とみなす。

ア 1～4号 省略

イ 5号

当該法人の出資の消却（取得した出資について行うものを除く。）、当該法人の出資の払戻し、当該法人からの社員その他の出資者の退社若しくは

脱退による持分の払戻し又は当該法人の株式若しくは出資を当該法人が取得することなく消滅させること。

ウ 6号 省略

(2) 2項

前項に規定する株式又は出資に対応する部分の金額の計算の方法その他同項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

4 36条 (収入金額)

(1) 1項

その年分の各種所得の金額の計算上収入金額とすべき金額又は総収入金額に算入すべき金額は、別段の定めがあるものを除き、その年において収入すべき金額（金銭以外の物又は権利その他経済的な利益をもって収入する場合には、その金銭以外の物又は権利その他経済的な利益の価額）とする。

(2) 2項

前項の金銭以外の物又は権利その他経済的な利益の価額は、当該物若しくは権利を取得し、又は当該利益を享受する時における価額とする。

(3) 3項 省略

5 181条 (源泉徴収義務)

(1) 1項

居住者に対し国内において23条1項（利子所得）に規定する利子等（以下この章において「利子等」という。）又は24条1項（配当所得）に規定する配当等（以下この章において「配当等」という。）の支払をする者は、その支払の際、その利子等又は配当等について所得税を徴収し、その徴収の日の属する月の翌月10日までに、これを国に納付しなければならない。

(2) 2項

配当等（中略）については、支払の確定した日から1年を経過した日まで
にその支払がされない場合には、その1年を経過した日においてその支払が

あったものとみなして、前項の規定を適用する。

第6 所得税法（平成18年法律第10号による改正前のもの。以下「平成18年改正前所得税法」という。）

25条（配当等とみなす金額）

(1) 1項

法人（中略）の（中略）株主等が当該法人の次に掲げる事由により金銭その他の資産の交付を受けた場合において、その金銭の額及び金銭以外の資産の価額の合計額が当該法人の（中略）資本等の金額（中略）のうちその交付の基となった当該法人の株式（出資を含む。以下この項において同じ。）に
10 対応する部分の金額を超えるときは、この法律の規定の適用については、その
20 超える部分の金額は、利益の配当又は剰余金の分配の額とみなす。

ア 1～3号 省略

イ 4号

当該法人の株式の消却（取得した株式について行うものを除く。）

15 ウ 5号 省略

エ 6号

当該法人からの社員の退社又は脱退による持分の払戻し

(2) 2項 省略

第7 所得税法施行令（平成29年政令第105号による改正前のもの）

20 61条（所有株式に対応する資本金等の額又は連結個別資本金等の額の計算方法等）

1 1項 省略

2 2項

25 所得税法25条1項に規定する株式又は出資に対応する部分の金額は、同
項に規定する事由の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める金額と
する。

(1) 1～4号 省略

(2) 5号

所得税法25条1項4号から6号までに掲げる事由（以下この号において「自己株式の取得等」という。）

次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める金額

イ 当該自己株式の取得等をした法人が1の種類の株式を発行していた法人（口数の定めがない出資を発行する法人を含む。）である場合

当該法人の当該自己株式の取得等の直前の資本金等の額又は連結個別資本金等の額を当該直前の発行済株式等の総数で除して計算した金額に所得税法25条1項に規定する株主等が当該直前に有していた当該法人の当該自己株式の取得等に係る株式の数を乗じて計算した金額（当該直前の資本金等の額又は連結個別資本金等の額が零以下である場合には、零）

ロ 省略

3 3～5項 省略

第8 所得税基本通達（平成29年7月4日付け課個2-13ほかによる改正前のもの。以下「基本通達」という。）

1 36-4（配当所得の収入金額の収入すべき時期）

配当所得の収入金額の収入すべき時期は、所得税法36条3項に規定するものを除き、それぞれ次に掲げる日によるものとする。

(1)、(2) 省略

(3) 所得税法25条（配当等とみなす金額）の規定により配当等とみなされる金額については、それぞれ次に掲げる日

イ～ホ 省略

へ 同条1項5号に掲げる出資の消却、出資の払戻し、社員その他の出資者の退社若しくは脱退による持分の払戻し又は株式若しくは出資を法人が取

得することなく消滅させることによるものについては、これらの事実があつた日

ト 省略

(4) 省略

2 181-5 (支払の確定した日から1年を経過した日)

所得税法181条2項に規定する「支払の確定した日から1年を経過した日」とは、その支払の確定した日(36-4に定める日をいう。)の属する年の翌年の応当日の翌日をいうことに留意する。

第9 所得税基本通達(平成18年12月19日付け課個2-18ほかによる改正前のもの。以下「平成18年改正前基本通達」という。)

36-4(3)ハ

資本若しくは出資の減少、株式(中略)の消却、自己の株式の取得又は社員の退社若しくは脱退によるものについては、これらの事実があつた日

第10 東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法(平成30年法律第7号による改正前のもの。以下「復興特別法」という。)

28条(源泉徴収義務等)

1 1項

所得税法(中略)並びに租税特別措置法(中略)の規定により所得税を徴収して納付すべき者は、その徴収(中略)の際、復興特別所得税を併せて徴収し、当該所得税の法定納期限(中略)までに、当該復興特別所得税を当該所得税に併せて国に納付しなければならない。

2 2~7項 省略

以上

(別紙)

略語一覧 (順不同)

- ・ 所得税等 所得税及び復興特別所得税
- ・ 原告会社 原告合資会社A
- ・ 原告B 原告B
- ・ 原告C 原告C
- ・ 原告D 原告D
- ・ 原告E 原告E
- ・ 原告F 原告F
- ・ 個人原告ら 原告B、原告C、原告D、原告E及び原告F (乙事件の原告ら)
- ・ 原告Bら 原告B、原告C、原告D及び原告E (丙事件の原告ら)
- ・ 原告ら 原告会社及び個人原告ら
- ・ 本件被相続人 平成28年10月●日に死亡した亡G
- ・ 本件出資 本件被相続人の原告会社に対する出資
- ・ 本件払戻請求権 本件被相続人の原告会社に対する本件出資に係る払戻請求権
- ・ 本件相続 平成28年10月●日の本件被相続人の死亡により開始した相続
- ・ 本件同意書1 個人原告らが、平成29年1月28日付けで、原告会社の社員として作成した「死亡により退社した無限責任社員Gの持分払戻請求権の持分払戻額を0円とする」と記載された同意書(甲3)
- ・ 本件同意書2 個人原告らが、平成30年8月14日付けで、原告会社の社員として作成した「死亡により退社した無限責任社員Gの無限責任社員の地位を承継しない」、「上記の退社員の持分払戻請求権の払い戻しを行わない」と記載のある同意書(甲5)
- ・ 本件各同意書 本件同意書1及び本件同意書2
- ・ 本件各同意 本件各同意書により個人原告らが合意した内容
- ・ 本件相続開始日 本件相続が開始した日(平成28年10月●日)
- ・ 本件相続税 本件相続に係る相続税
- ・ 本件相続税申告 個人原告らが平成29年8月7日付けで千種税務署長に対してした、本件相続税の申告
- ・ 本件相続税各更正請求 原告Bらが平成30年5月30日付けで千種税務署長に対してした、本件相続税に係る各更正の請求(乙2)
- ・ 本件相続税各通知処分 千種税務署長が平成30年8月23日付けで原告Bらに対してした、本件相続税各更正請求に対して更正をすべき理由がない旨の各通知処分(ただし、本件相続税再調査決定及び本件減額更正処分によりその一部が取り消された後のもの。)
- ・ 本件相続税再調査決定 再調査審理庁である千種税務署長が平成31年2月6日付けで原告Bらに対してした、本件各相続税各通知処分の一部を取り消す旨の再調査決定
- ・ 本件減額更正処分 千種税務署長が令和元年11月18日付けで原告Bらに対してした、本件相続税を減額する更正処分

- ・ 本件みなし配当所得 所得税法 25 条により、本件払戻請求権の価額のうち本件出資の金額 15 万円を超える部分の金額に係る金銭その他の資産につき、同法 24 条 1 項に規定する剰余金の配当等とみなされる所得
- ・ 本件所得税等 本件被相続人の平成 28 年分の所得税等
- ・ 本件準確定申告書 個人原告らが平成 29 年 2 月 3 日に千種税務署長に提出した本件被相続人の本件所得税等の確定申告書
- ・ 本件所得税等更正処分 千種税務署長が令和元年 8 月 9 日付けで個人原告らに対してした、本件所得税等の更正処分
- ・ 本件過少申告加算税賦課決定処分 千種税務署長が令和元年 8 月 9 日付けで個人原告らに対してした、本件所得税等の過少申告加算税の賦課決定処分
- ・ 本件所得税等各処分 本件所得税等更正処分及び本件過少申告加算税賦課決定処分
- ・ 本件源泉所得税等 原告会社の平成 29 年 10 月分の源泉徴収義務に係る所得税等
- ・ 本件納税告知処分 千種税務署長が令和元年 5 月 24 日付けで原告会社に対してした、本件源泉所得税等の納税告知処分
- ・ 本件不納付加算税賦課決定処分 千種税務署長が令和元年 5 月 24 日付けで原告会社に対してした、本件源泉所得税等の不納付加算税賦課決定処分
- ・ 本件源泉所得税等各処分 本件納税告知処分及び本件不納付加算税賦課決定処分
- ・ 本件各処分 本件相続税各通知処分、本件所得税等各処分及び本件源泉所得税等各処分

以 上

(別紙)

本件各処分 of 根拠及び適法性

1 本件相続税各通知処分 of 適法性

本件各同意は、本件相続税 of 課税価格として計上すべき本件払戻請求権 of 評価額に影響を与えるものではなく、原告Bら of 本件相続に係る相続税 of 更正処分後（本件減額更正処分後）に係る課税標準等又は税額等には、通則法23条1項に規定する課税標準等若しくは税額等 of 計算が国税に関する法律 of 規定に従っていなかったこと又は当該計算に誤りがあったことにより、本件減額更正処分により納付すべき税額が過大であったとはいえず、本件相続税各更正請求について更正すべき理由がない旨を通知した本件相続税各通知処分は適法である。

2 本件所得税等各処分 of 根拠及び適法性

(1) 本件所得税等更正処分 of 根拠

本件被相続人 of 所得税等 of 所得金額及び所得税等 of 額は次のとおりである。

ア 不動産所得 of 金額（別表7 of 「①不動産所得 of 金額」欄） 299万2837円

上記金額は、本件準確定申告書 of 不動産所得金額と同額。

イ 配当所得 of 金額（別表7 of 「②配当所得 of 金額」欄） 8215万円

上記金額は、本件払戻請求権 of 評価額8370万円のうち、本件出資 of 額155万円を超える部分 of 金額。

ウ 雑所得 of 金額（別表7 of 「③雑所得 of 金額」欄） 74万8942円

上記金額は、本件準確定申告書 of 雑所得金額と同額。

エ 総所得金額（別表7 of 「④総所得金額」欄） 8589万1779円

上記金額は、前記ア of 不動産所得 of 金額、前記イ of 配当所得 of 金額及び前記ウ of 雑所得 of 金額を合計して算出した金額。

オ 所得控除額（別表7 of 「⑤所得金額から差し引かれる金額」欄） 148万8200円

上記金額は、本件準確定申告書 of 所得金額から差し引かれる金額 of 合計額と同額。

カ 課税総所得金額（別表7 of 「⑥課税総所得金額」欄） 8440万3000円

上記金額は、前記エ of 総所得金額から前記オ of 所得控除額を控除して算出した金額（ただし、通則法118条1項 of 規定により1000円未満 of 端数を切り捨てた後 of もの。）。

キ 算出税額（別表7 of 「⑦算出税額」欄） 3318万5350円

上記金額は、前記カ of 課税総所得金額に所得税法89条1項に規定する税率を乗じて算出した金額。

ク 配当控除 of 金額（別表7 of 「⑧配当控除 of 金額」欄） 449万4850円

上記金額は、所得税法92条1項3号 of 規定に基づき算出した、前記イ of 配当所得 of 金額8215万円のうち、前記カ of 課税総所得金額から1000万円を控除した金額に達するまでの金額7440万3000円に100分の5を乗じた金額372万0150円、及び8215万円から7440万3000円を控除したその他の金額774万7000円に100分の10を乗じた金額77万4700円 of 合計額。

ケ 差引所得税額（別表7 of 「⑨差引所得税額」欄） 2869万0500円

上記金額は、前記キ of 算出税額から前記ク of 配当控除 of 金額を控除して算出した金額。

コ 復興特別所得税額（別表7 of 「⑩復興特別所得税額」欄） 60万2500円

上記金額は、前記ケ of 差引所得税額に、復興特別法13条に規定する税率2.1パーセン

トを乗じて算出した金額。

- サ 所得税等の額（別表7の「⑪所得税等の額」欄） 2929万3000円
上記金額は、前記ケの差引所得税額に前記コの復興特別所得税額を加算して算出した金額。
- シ 源泉徴収税額（別表7の「⑫源泉徴収税額」欄） 1681万4334円
上記金額は、本件準確定申告書の所得税及び復興特別所得税の源泉徴収額3万9304円に、後記3（1）アの本件源泉所得税等の額1677万5030円を加算した金額。
- ス 申告納税額（別表7の「⑬所得税等の申告納税額」欄） 1247万8600円
上記金額は、前記サの所得税等の額から前記シの源泉徴収税額を控除した金額（ただし、通則法119条1項の規定により100円未満の端数を切り捨てた後のもの。）。

セ 個人原告らが承継する納付すべき税額（別表2-2の各金額）

本件被相続人に課されるべき平成28年分の所得税等の金額について、個人原告らが通則法5条1項及び同条2項の規定により承継する納付すべき税額は、次の（ア）ないし（オ）のとおりである。

なお、当該各金額は、前記スの申告納税額から本件準確定申告における申告納税額9万1100円を差し引きした税額1238万7500円を、民法900条に規定する個人原告らの法定相続分（原告Fにつき2分の1、原告B、原告C、原告D及び原告Eにつきそれぞれ8分の1）により按分して計算した金額（ただし、通則法119条1項の規定により、100円未満の端数を切り捨てた後のもの。）である。

（ア）原告F 619万3700円

（イ）原告B 154万8400円

（ウ）原告C 154万8400円

（エ）原告D 154万8400円

（オ）原告E 154万8400円

（2）本件所得税等更正処分の適法性について

被告が本件訴訟において主張する、本件被相続人に課されるべき平成28年分所得税等の金額について個人原告らが承継する納付すべき税額は、前記（1）セ（ア）ないし（オ）のとおりであるところ、本件所得税等更正処分における個人原告らの納付すべき税額は、これらと同額であるから、本件所得税等更正処分は適法である。

（3）本件過少申告加算税賦課決定処分の根拠及び適法性

ア 本件過少申告加算税賦課決定処分の根拠

（ア）本件所得税等更正処分にに基づき個人原告らが新たに納付すべき税額については、その計算の基礎となった事実のうち本件所得税等更正処分前の税額の計算の基礎とされていなかったことについて、通則法65条4項1号に規定する正当な理由があるとは認められない。本件所得税等更正処分は適法であるところ、個人原告らは、本件被相続人に課されるべき平成28年分所得税等につき過少に申告していたものであることから、本件所得税等更正処分により個人原告らが新たに納付すべきこととなった各税額に対し、後記（イ）及び（ウ）のとおり、通則法65条1項及び2項の規定に基づき過少申告加算税が賦課されることとなる。

（イ）原告Fが新たに納付すべきこととなった税額619万3700円（ただし、通則法118条3項の規定により1万円未満の端数を切り捨てた後の金額。）に通則法65条1項に

基づき100分の10を乗じた金額61万9000円と、原告Fが新たに納付すべきこととなった税額61万93700円のうち50万円を超える部分に相当する金額56万93700円（ただし、通則法118条3項の規定により1万円未満の端数を切り捨てた後の金額。）に通則法65条2項に基づき100分の5を乗じて計算した金額28万4500円を合計した金額90万3500円

(ウ) 原告Bらがそれぞれ新たに納付すべきこととなった税額15万48400円（ただし、通則法118条3項の規定により1万円未満の端数を切り捨てた後の金額。）に通則法65条1項に基づき100分の10を乗じた金額15万4000円と、原告Bらがそれぞれ新たに納付すべきこととなった税額15万48400円のうち50万円を超える部分に相当する金額10万48400円（ただし、通則法118条3項の規定により1万円未満の端数を切り捨てた後の金額。）に通則法65条2項に基づき100分の5を乗じて計算した金額5万2000円を合計した金額20万6000円

(エ) したがって、個人原告らに対して課される過少申告加算税の額は、原告Fにつき90万3500円、原告Bらにつきそれぞれ20万6000円となる。

イ 本件過少申告加算税賦課決定処分の適法性

前記アで述べたとおり、被告が本件訴訟において主張する個人原告らの過少申告加算税の額は、本件過少申告加算税賦課決定処分における過少申告加算税の各金額といずれも同額であるから、本件過少申告加算税賦課決定処分はいずれも適法である。

3 本件源泉所得税等各処分の根拠及び適法性

(1) 本件納税告知処分の根拠及び適法性

ア 本件納税告知処分の根拠

本件相続開始日から1年を経過した日である平成29年10月●日において、本件みなし配当所得に相当する価額の金銭等の支払があったものとみなされ、原告会社は、これに係る本件源泉所得税等を徴収し、法定納期限である同年11月10日までに納付する義務があるところ、本件みなし配当所得につき徴収すべき本件源泉所得税等の額は、別表6の2のとおり、所得税法182条2号及び復興特別法28条2項の規定に基づいて算出した税額1677万5030円である。

イ 本件納税告知処分の適法性

前記アで述べたとおり、被告が本件訴訟において主張する原告会社の納付すべき本件源泉所得税等の額は、1677万5030円であるところ、当該金額は、本件納税告知処分により納付すべき源泉所得税等の額と同額となるので、本件納税告知処分は適法である。

(2) 本件不納付加算税賦課決定処分の根拠及び適法性

ア 本件不納付加算税賦課決定処分の根拠

本件納税告知処分に係る国税を法定納期限までに納付しなかったことについて、通則法67条1項に規定する正当な理由があるとは認められない。また、本件納税告知処分は適法であるところ、原告会社は、本件源泉所得税等を徴収し、納付する義務を負っていたにもかかわらず、法定納期限までに本件源泉所得税等を納付していないから、通則法67条1項の規定に基づき不納付加算税が徴収されることとなる。

したがって、不納付加算税の額は、前記(1)アの納税の告知に係る税額1677万5030円（ただし、通則法118条3項の規定により1万円未満の端数を切り捨てた後の金

額。)に100分の10の割合を乗じて計算した金額167万7000円である。

イ 本件不納付加算税賦課決定処分の適法性

前記アで述べたとおり、被告が本件訴訟において主張する本件納税告知処分に係る不納付加算税の額は167万7000円であるところ、当該金額は、本件不納付加算税賦課決定処分の額と同額であるから、本件不納付加算税賦課決定処分は適法である。

以 上

別表1 本件相続税に係る課税の経緯

(単位:円)

項目	区分 年月日等	申告	更正の請求	通知処分	再調査の請求	再調査決定	審査請求	更正処分 (減額)	裁決
		法定申告期限内	平成30年5月30日	平成30年8月22日	平成30年11月16日	平成31年2月8日	平成31年3月7日	令和元年11月18日	令和4年8月2日
相続税の総額の計算明細	取得財産の価額	478,082,977	372,682,977			451,772,265		434,997,235	
	償却及び葬式費用の金額	3,908,985	3,908,985			3,908,985		16,206,285	
	課税資産価額に計算される暦年課税分の贈与財産価額	20,900,000	20,900,000			20,900,000		20,900,000	
	課税価額 (1,000円未満切捨て)	495,070,000	389,670,000			468,760,000		439,568,000	
	納付すべき税額 (100円未満切捨て)	108,150,300	73,900,400			98,285,000		88,878,800	
原告 B	取得財産の価額	177,678,457	156,598,457	更正をすべき理由がない旨の通知処分	全部取消し	167,141,025	全部取消し	163,786,019	棄却 (一部却下)
	償却及び葬式費用の金額	3,817,885	3,817,885			3,817,885		3,817,885	
	課税資産価額に計算される暦年課税分の贈与財産価額	4,500,000	4,500,000			4,500,000		4,500,000	
	課税価額 (1,000円未満切捨て)	176,360,000	157,280,000			167,823,000		164,468,000	
	納付すべき税額 (100円未満切捨て)	38,963,500	28,827,900			35,187,400		33,252,400	
原告 C	取得財産の価額	21,101,852	21,852	更正をすべき理由がない旨の通知処分	全部取消し	16,761,852	全部取消し	13,406,846	棄却 (一部却下)
	償却及び葬式費用の金額	-	-			-		-	
	課税資産価額に計算される暦年課税分の贈与財産価額	4,100,000	4,100,000			4,100,000		4,100,000	
	課税価額 (1,000円未満切捨て)	25,201,000	4,121,000			20,861,000		17,506,000	
	納付すべき税額 (100円未満切捨て)	5,505,200	781,500			4,373,900		3,539,300	
原告 D	取得財産の価額	21,101,852	21,852	更正をすべき理由がない旨の通知処分	全部取消し	16,761,852	全部取消し	13,406,846	棄却 (一部却下)
	償却及び葬式費用の金額	-	-			-		-	
	課税資産価額に計算される暦年課税分の贈与財産価額	4,100,000	4,100,000			4,100,000		4,100,000	
	課税価額 (1,000円未満切捨て)	25,201,000	4,121,000			20,861,000		17,506,000	
	納付すべき税額 (100円未満切捨て)	5,505,200	781,500			4,373,900		3,539,300	
原告 E	取得財産の価額	21,101,852	21,852	更正をすべき理由がない旨の通知処分	全部取消し	16,761,852	全部取消し	13,406,846	棄却 (一部却下)
	償却及び葬式費用の金額	-	-			-		-	
	課税資産価額に計算される暦年課税分の贈与財産価額	4,100,000	4,100,000			4,100,000		4,100,000	
	課税価額 (1,000円未満切捨て)	25,201,000	4,121,000			20,861,000		17,506,000	
	納付すべき税額 (100円未満切捨て)	5,505,200	781,500			4,373,900		3,539,300	

別表2-1 本件被相続人の所得税等に係る課税の経緯

(単位:円)

項目		区分		再調査の請求	再調査決定	審査請求	裁決	
		確定申告	更正処分等					
年 月 日 等		法定申告期限内	令和元年8月9日	令和元年11月6日	令和2年1月29日	令和2年2月26日	令和4年6月2日	
本件被相続人の所得税等	総所得金額	3,741,779	85,891,779	全部取消し	棄却	全部取消し	棄却	
	内訳	不動産所得の金額	2,992,837					2,992,837
		配当所得の金額	-					82,150,000
		雑所得の金額	748,942					748,942
	所得税等の納付すべき税額		91,100					12,478,600
過少申告加算税の額		-	1,727,500					

別表2-2 個人原告らの納付義務の承継額

(単位:円)

項目		区分		
		本件所得税等更正処分 所得税等の納付 すべき税額	本件過少申告加算税 賦課決定処分 過少申告加算税の額	
本件被相続人		注1	12,387,500	1,727,500
承継内容	原告 F	6,193,700	903,500	
	原告 B	1,548,400	208,000	
	原告 C	1,548,400	208,000	
	原告 D	1,548,400	208,000	
	原告 E	1,548,400	208,000	
	総 額		注2	12,387,300

注1 本件被相続人の「所得税等の納付すべき税額」欄の数字は、本件所得税等更正処分の税額と確定申告の税額との差額である。

注2 「所得税等の納付すべき税額」欄の「総額」欄の数字は、本件被相続人の所得税等の納付すべき税額を、個人原告らの法定相続分により按分して計算した金額(ただし、通則法119条1項の規定により、100円未満の端数を切り捨てた後のもの。)の合計額である。

別表3 原告会社の源泉徴収義務に係る課税の経緯

(単位:円)

項目		区分	納税告知処分等	再調査の請求	再調査決定	審査請求	裁決
年 月 日 等			令和元年5月24日	令和元年8月18日	令和元年11月16日	令和元年12月16日	令和4年6月2日
平成29年10月分 <法定納期限> 平成29年11月10日	本件みなし配当 所得の金額	82,150,000	全部取消し	棄却	全部取消し	全部取消し	棄却
	本 税 の 額	16,775,036					
	不納付加算税の額	1,677,000					

別表6 本件みなし配当所得の金額・本件源泉所得税等の金額

1 本件みなし配当所得の金額			
本件みなし配当所得の金額は、所得税法25条に基づき算出する。			
(本件払戻請求権の評価額)		(被相続人の出資額)	
83,700,000円	－	1,550,000円	= 82,150,000円
			<u>本件みなし配当所得の金額 82,150,000円</u>
2 本件源泉所得税等の金額			
本件源泉所得税等の金額は、所得税法182条2号及び復興特別法28条2項に基づき算出する。			
(本件みなし配当所得の金額)		(税率)	
82,150,000円	×	20.42%	= 16,775,030円
			<u>本件源泉所得税等の金額 16,775,030円</u>

別表7 本件被相続人の所得税等

(単位：円)

項目	年分	平成28年分
① 不動産所得の金額		2,992,837
② 配当所得の金額		82,150,000
③ 雑所得の金額		748,942
④ 総所得金額 (①+②+③)		85,891,779
⑤ 所得金額から差し引かれる金額		1,488,200
⑥ 課税総所得金額 (④-⑤) (1,000円未満切捨て)		84,403,000
⑦ 算出税額		33,185,350
⑧ 配当控除の金額		4,494,850
⑨ 差引所得税額 (⑦-⑧)		28,690,500
⑩ 復興特別所得税額 (⑨×2.1%)		602,500
⑪ 所得税等の額 (⑨+⑩)		29,293,000
⑫ 源泉徴収税額		16,814,334
⑬ 所得税等の申告納税額 (⑪-⑫) (100円未満切捨て)		12,478,600

別表 4、5 省略